

沖縄県内市町村・沖縄県 不動産合同公売 公売広報誌

入札期間	令和3年10月27日(水) ～令和3年10月29日(金) 各日の午前10時から午後3時まで
入札場所	沖縄県中部合同庁舎 1階 コザ県税事務所
開札日時	令和3年11月4日(木) 午前10時30分
開札の場所	沖縄県中部合同庁舎 4階 会議室

上部記載の発行日現在の内容であり、今後、追加や中止等があった場合は、随時更新・発行する予定です。

最新情報をホームページで随時発信しております。
<http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/index.html>

(検索エンジンで「沖縄県 税務課」と入力して検索することもできます)



各公売財産に関するお問い合わせは、裏表紙記載の各執行機関までお願いします。

合同公売の運営上のお問い合わせは、以下の機関までお願いします。

沖縄県 名護県税事務所
納税班 公売担当
電話 (0980) 52-5138

沖縄県 コザ県税事務所
納税班 公売担当
電話 (098) 894-6503

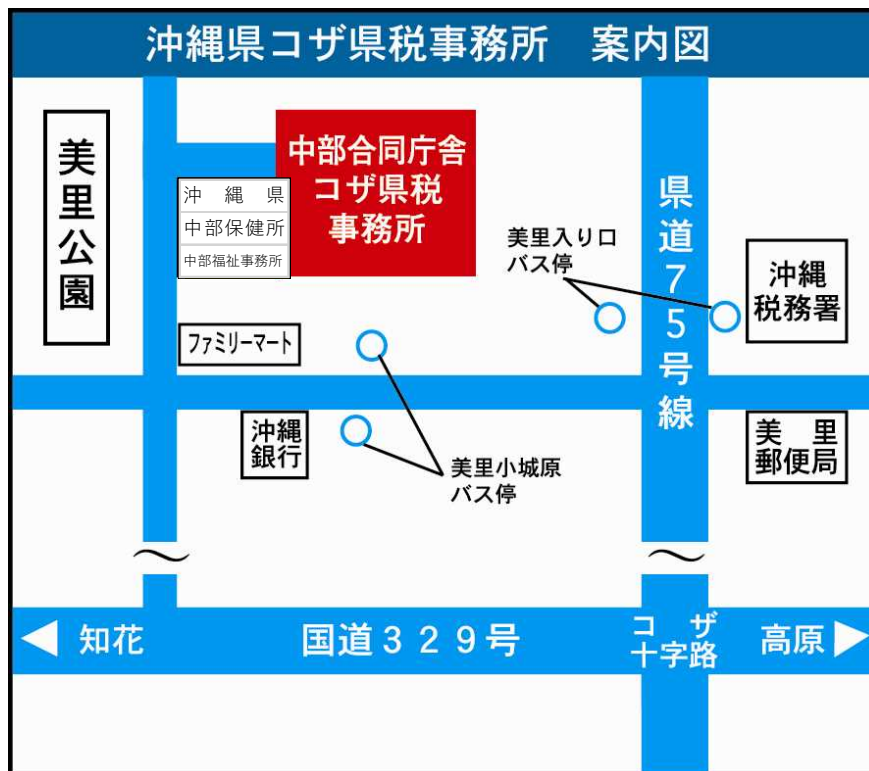
沖縄県 那覇県税事務所
納税班 公売担当
電話 (098) 867-1387

目 次

公売の日時・場所	1	ページ
公売手続きの流れ	2	ページ
新型コロナウイルス感染症対策について	3	ページ
健康状態報告書	4	ページ
入札参加の心得	5	ページ
公売のしおり	6～9	ページ
様式の記入例など		
入札書	10	ページ
委任状	11	ページ
共同入札代表者の届出書	12	ページ
入札書（共同入札用）	13	ページ
公売保証金振込通知書兼払渡請求書	14	ページ
公売保証金の振込みについての注意事項	15	ページ
公売保証金の充当申出書	16	ページ
入札書等提出用封筒（内封筒及び外封筒）	17～18	ページ
公売財産一覧表	19	ページ
（各公売財産の現況は、21 ページの一覧表の右欄で表示するとおり）		

公売の日時・場所

公売の方法	期間入札
入札開始日	令和3年10月27日(水) 午前10時00分
入札受付時間	午前10時00分から午後3時00分まで
入札締切日	令和3年10月29日(金) 午後3時00分
入札の場所(送付先)	〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号 中部合同庁舎1階 コザ県税事務所 TEL 098-894-6503
開札の日時	令和3年11月4日(木) 午前10時30分
開札の場所	中部合同庁舎(コザ県税事務所) 4階第1会議室
売却決定の日時	令和3年11月25日(木) 午前10時00分
売却決定の場所	沖縄県コザ県税事務所又は各市町村役所(場) (各執行機関が公売公告で指定する場所)
買受代金の納付期限	令和3年11月25日(木) 午後2時00分



公売手続きの流れ

入札参加

10月27日(水) 10:00~15:00
10月28日(木) 10:00~15:00
10月29日(金) 10:00~15:00

- ① 公売保証金の納付
- ② 入札書及び必要書類等の提出(郵送可)

※ 郵送の場合は 10月29日(金)午後3時必着

開札期日

11月4日(木) 午前10時30分

- 最高価申込者の決定
- 次順位申込者の決定

売却決定

11月25日(木) 午前10時

買受代金納付期限

11月25日(木) 午後2時

- ・ 権利移転手続き
- ・ 必要書類等の提出

権利移転

新型コロナウイルス感染症対策について

公売に参加される方は、次の事項にご協力ください。

1 体調不良時の来場自粛

以下のいずれかに該当する方については、入札又は開札会場（以下「会場」という。）への来場をお控えください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患して治癒されていない方
- (2) 濃厚接触者として健康観察や自宅待機を要請されている方
- (3) 発熱症状がある方（体温 37.5 度以上）
- (4) 風邪症状がある方
- (5) 過去 14 日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方

2 健康状態申告書の提出

入札日又は開札日当日の健康状態を健康状態申告書(別紙)に記入し、受付に提出してください。なお、当該申告書提出時に実施する検温にもご協力ください。

3 マスクの着用

感染予防のため、マスク着用をお願いします。

4 消毒の徹底

手指消毒薬等を設置しますので、会場に入場する際は、手指消毒の徹底をお願いします。

5 三密対策へのご協力

当日は、三密対策として会場への入場制限を行う場合があります。その際は、係員の指示に従い、会場外（車内等）で待機する等、感染防止のためのご協力をお願いします。

※上記事項にご協力頂けない場合又は当日の健康状態によっては、会場へのご入場をお断りすることもあります。

入札参加の心得

(各共通財産の留意事項)

- 1 公売は、現況有姿により行うものであるため、次の留意事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。
- 2 公売の条件や公売財産の概要については、各執行機関（県または市町村をいう。以下同じ）が各庁舎の掲示板に掲示する「公売公告」で確認してください。
- 3 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、不動産については、登記簿等を閲覧した上で入札してください。
 - (1) 公売財産の面積等は公簿上によるものです。現況と異なる場合は、現況を優先します。そのため、あらかじめその現況（物件の状態等）及び関係公簿等をご自身で確認の上、入札してください。
 - (2) 執行機関は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
 - (3) 執行機関は公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は不動産の占有者に対して明渡しを求める場合や、建物等の不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うこととなります。
 - (4) 公売財産にかかわる建ぺい率・容積率は、その地域の都市計画法上の一般的な率を記載しています。
 - (5) 土地の境界については隣地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
 - (6) 土壌汚染やアスベスト、シロアリ被害等の専門的な調査は行っていません。そのような調査が行われている場合は各財産の特記事項に調査の内容等の記載があります。
 - (7) 法令等の規定により入札等の手続が停止（換価制限）となる場合があります。
 - (8) 落札後の権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書等の郵送料等）は、買受人の負担となります。
- 4 本誌に掲載されている公売財産は、公売を中止する場合がありますので、入札前に中止の有無をお問い合わせください。
- 5 その他、入札の手続き等の詳細については、「公売のしおり」をご覧ください。

公売のしおり

1 公売参加資格・公売財産買受けの制限

公売は、原則として定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。

ただし、次に該当する者は、公売への参加または公売財産の買受人になることができません。

- (1) 買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売参加者の制限（国税徴収法第108条第1項、第5項）等、法令の規定により公売への参加・公売財産の買受けが制限される者。

国税徴収法第92条関係として、例えば滞納者や税務職員等は、公売財産を買い受けることができません。

同法第108条第1項関係として、公売への参加等を妨害した者、不正連合した者、偽りの名義で入札した者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等は、公売参加を制限される場合があります。

同条第5項関係として、最高価申込者等（最高価申込者及び次順位買受申込者をいう。以下同じ。）または自己の計算において最高価申込者等に入札をさせた者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）と認められる場合は、これらの最高価申込者等は、公売財産を買い受けることはできません。

- (2) 公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない者。

例えば、農地の買受を希望する際、公売公告及び本誌で買受適格証明書が必要とされる財産の場合は、その財産の所在する市町村の農業委員会等から買受適格証明書の交付を受けた者でなければ、公売に参加できません。

2 公売保証金の納付

入札をしようとする公売財産について、公売保証金の納付が必要な場合には入札書の提出（郵送）前に公売保証金を納付しなければならないため、必ず確認を行ってください。公売保証金の手続きが必要な場合は次のとおり手続きをしてください。（公売保証金の納付が不要の場合は、手続きは不要です。）

- (1) 公売保証金の金額を、指定した口座に振り込みとなります。

- ・売却区分番号ごとに公売保証金を振り込んで下さい。
- ・詳細は公売保証金の振込みについての注意事項（16ページ）をご確認ください。
- ・口座番号等は、各公売物件の概要欄でご確認ください。

3 入札

- (1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧した上で入札してください。

なお、境界については隣接地所有者と協議してください。

- (2) 入札期間は、**令和3年10月27日（水）～令和3年10月29日（金）**までの期間とします。なお、**入札書の提出（郵送）先は沖縄県コザ県税事務所となります**ので、お間違えのないようご注意ください。なお、入札期間を経過した後に提出された（到着した）入札書は無効となりますので、郵送による入

札書の提出については入札期間内に到着するようにしてください。

- (3) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書の太い枠で囲まれた部分の記載を行うとともに、振込みをした金融機関から交付された振込金受取書の原本又はコピーを公売保証金振込通知書兼払渡請求書の所定の位置に貼り付けてください。
- (4) 売却決定された場合に、公売保証金を買受代金に充当する意思があれば、公売保証金振込通知書兼払渡請求書とともに、公売保証金の充当申出書を提出（郵送）してください。
- (5) 入札に当たっては、売却区分ごとに①入札書、②公売保証金振込通知書兼払渡請求書、③公売保証金の充当申出書、④暴力団員等に該当しないこと等の陳述書の提出が必要です。必要書類等は各執行機関のホームページよりダウンロードするか、各執行機関納税担当課窓口にて準備しています。

なお、上記①～④以外に、入札者が法人の場合は商業・法人登記簿謄本、公売財産が農地の場合は買受適格証明書、代理人が入札する場合には、本人の委任状、共同で入札する場合には、共同入札代表者を定め、共同入札代表者の届出書の提出も必要です。
- (6) 入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。

なお、入札書には、住民登録上の住所・氏名（法人の場合は商業登記上の所在地・商号）を記載してください。
- (7) 同一人が、同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出した場合は、その入札書はいずれも無効となります。また、一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更または取り消しすることはできません。
- (8) 入札書は、入札書提出用封筒に入れてください。封筒には売却区分番号を記載してください。

なお、入札書提出用封筒（内封筒）に封入する入札書は、一売却区分のみです。複数の売却区分について入札される場合は、売却区分ごとの入札書提出用封筒が必要となります。
- (9) 入札書を郵送にて提出する場合は、入札書提出用封筒よりサイズの大きい封筒に、入札書（提出用封筒に封入）及び必要書類等を同封して下さい。

郵送の方法については、配達記録が確認できる方法（一般書留、簡易書留、特定記録）で郵送してください。

4 開札日及び開札の方法

開札は、令和3年11月4日（木）午前10時30分に行います。

開札は、開札の場所において入札者の面前で行います。ただし、入札者またはその代理人が開札の場所にいないとき、あるいは開札の立ち会いを希望しないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

5 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行います。

なお、公売財産が不動産等の場合には、最高価申込者の氏名その他の事項を公告します。

6 次順位買受申込者の決定

最高入札価額に次ぐ高い価額の入札者で国税徴収法第104条の2の規定に該当する者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者

とします。

次順位買受申込者の決定は、最高価申込者の決定後、直ちに開札場所において行います。次順位による買受けの申込みを希望する場合は、入札書の希望の有無の欄の「希望します。」に丸印をお願いします。(11又は14ページ記載欄を参照)

7 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、その入札者の中で追加入札を行います。追加入札の入札期間等は各執行機関の公売公告で確認してください。なお追加入札の価額が同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

(1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

(2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、または追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

8 最高価申込者への通知

最高価申込者の決定後、最高価申込者へ「不動産等の最高価申込者決定通知書」を交付(郵送)します。

9 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された金融機関に振り込みにより返還します。ただし、次順位買受申込者が提供した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に同様の方法で振り込みにより返還します。

10 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に最高価申込者に対して行います。

次順位買受申込者に対して売却決定する場合は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額によって行います。

なお、最高価申込者等については、国税徴収法第106条の2に基づく調査の嘱託を行います。売却決定の日時まで、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。

11 買受代金の納付

買受代金の納付は、令和3年11月25日(木)午前10時から令和3年11月25日(木)午後2時までです。買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに買受代金(公売保証金の充当申出書を提出したものについては、買受代金から提供した公売保証金を差引いた金額)を公売保証金の納付と同様の方法(7ページの2を参照)で手続きをしてください。

1.2 買受代金納付の効果(権利移転・危険負担の移転の時期)

買受人は、買受代金の金額を納付したときに公売財産を取得します。

ただし、公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない場合は、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。

例えば、公売財産が農地等である場合、農業委員会等から権利移転の許可書また

は届出受理書が必要になります。

なお、買受代金納付後に生じた財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

1 3 権利移転の手続き

公売財産が不動産の場合は、買受人の請求に基づいて、各執行機関（県または市町村）の長が権利移転の手続きを行います。各執行機関（県または市町村）の長に、速やかに必要書類を提出してください。

なお、公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない場合は、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。

例えば、公売財産が農地等である場合、農業委員会等から権利移転の許可書または届出受理書が必要になります。

1 4 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、必要書類の郵送料等）は、買受人の負担となります。

1 5 財産の引渡しの方法

公売財産が不動産である場合、各執行機関（県または市町村）は、引渡しの義務を負いません。

1 6 売却決定等の取消

次に該当する場合は、売却決定等を取消します。

- (1) 買受代金の納付前に、公売の原因となった徴収金の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第108条第2項又は第5項（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用されたとき

1 7 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に滞納処分 of 続行停止（不服申し立てなど）があった場合は、最高価申込者、次順位買受申込者及び買受人は、その停止されている間、入札または買受を取り消すことができます。

1 8 公売保証金の県または市町村への帰属等

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売にかかる県税または市町村税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項に定める処分を受けた者が納付した公売保証金は、各執行機関（県または市町村）に帰属します。

1 9 罰則

国税徴収法第99条の2（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定により陳述すべき事項について、虚偽の陳述をした場合には6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます（地方税法第71条、334条等）。

